



令和 3 年 11 月 22 日

八幡市長 堀 口 文 昭 様

八幡市上下水道事業経営懇談会

会長 五原伸介

水道料金のあり方について（答申）

令和 3 年 7 月 8 日八経第 508 号で諮問のありました水道料金のあり方について、当懇談会にて審議検討を行い、意見をまとめましたので、附帯意見を添えて答申いたします。

1. はじめに

八幡市の水道事業は昭和 31 年 9 月の創設事業認可以来、水需要の増加や給水区域の拡張に対応するために、5 次にわたる拡張事業が進められてきた。

八幡市では令和 3 年 3 月に「八幡市水道ビジョン」（以下「水道ビジョン」とする。）を改定し、「安心と信頼の水を未来まで」を基本理念に、厚生労働省が公表している「新水道ビジョン」の政策課題である「安全」「強靭」「持続」の観点を踏まえながら、安全な水の安定供給を継続していくこととされている。

令和 3 年 10 月には和歌山市で水管橋崩落による大規模断水が発生し、市民生活や事業活動に多大な影響を与えることとなった。また、千葉県で発生した地震によっても水管橋が破損する等、水道施設の大規模な事故が相次ぐこととなつた。

八幡市においてもこうした事態に備え、安定した水道供給を維持するため、老朽化する水道施設の更新を確実に進めていくことが必要である。また、地震等の災害時における大規模な断水を防ぐためにも、水道施設の早急な耐震化を進めていく必要があり、これらの財源確保を行っていかなければならない。

今回の諮問を受け、水道料金のあり方について、令和 3 年 3 月に改定された水道ビジョンも踏まえ、検討・審議を行つた。

2. 答申と提言

（1）水道料金の改定について

八幡市の水道事業経営状況は、平成 25 年度から令和元年度まで毎年経常損失を計上する状態が続いており、平成 28 年度からは累積欠損金が生じている。

水道料金については、平成 30 年 4 月に料金改定を行つてゐるが、その後令和 2 年度から京都府営水道の料金改定があり、八幡市を含む宇治系受水市町については大幅な負担増加となつてゐる。

また、老朽化した水道施設の更新も大きな課題であり、現行よりも多くの建設改良費が毎年必要となる見通しである。

さらに八幡市では全国的な傾向と同様に人口減少の局面を迎えており、有収水量の減少とこれによる給水収益の減少が見込まれることとなる。

これらの要因により、このままの状況が続けば令和 6 年度には資金が枯渇し、事業の継続的な運営に支障が生じ、水道の安定供給が難しくなる恐れがある。水道事業経営の安定化には、利益の確保等により自己資本構成比率を向上させ、資金を確保していくことが必要であるため、現状水道料金の改定を行うことは避けられない状況である。

(2) 料金改定率について

令和 3 年 3 月に八幡市が改定した水道ビジョンでは、今後の経営戦略の中で「令和 12 年度に現金資金 8 億円以上」、「企業債残高 39.8 億円以下」、「累積欠損金を 0 にする」等の目標を達成するためには「令和 5 年度に 28% の料金改定が必要である」と示されている。

しかし、水道料金の改定は市民生活や事業活動に多大な影響を与えることや、日本水道協会の「水道料金算定期間」において料金算定期間は、期間的負担の公平や原価把握の妥当性等を考慮し、5 年以内とされていることもあり、実際の改定率を決定するにあたっては、より実態に即した費用の算定が必要である。

特に、水道ビジョン改定時の建設改良費の試算については、将来 80 年間の費用を平準化したものであったが、実際の改定率を決定するうえでは人口の増減や浄水場の更新等の不確定要素も多いため、直近 10 年間程度の具体的な更新計画に基づいた建設改良費をもとに必要な料金改定率を計算する方が適切であり、

「水道料金算定期間」で示されている総括原価の算定において必要な資産維持費の設定もこれに基づき設定し算入することとする。ただし、長期的にはより多くの建設費が必要となることが水道ビジョンで示されていることから、今後水道ビジョンの見直しと合わせ、定期的に料金の見直しを検討していくことも必要である。また、料金見直しの際には水道料金以外の、建設改良費にかかる収入についても考慮する必要があるため以下のとおり示すこととする。

①国庫補助金及び一般会計出資金

水道事業は地方公営企業であり、独立採算制が原則とされているが、水道料金以外の収入である国庫補助金や一般会計からの出資金については、水道施設の建設、更新を行う上で有効なものであり、最大限活用すべきである。

ただし、料金改定を考えるうえでの財政計画上の国庫補助金や、出資金の収入見込額については、制度の見直しや採択の状況、工事の減額等の不確定要素を考慮し、見込値の 2 分の 1 程度を算入するに留めた方が、将来の財源不足のリスクに対応する上で有効であると考える。

②企業債

建設改良費の財源としては企業債の借入も有効であるが、一方で自己資本構成比率の維持が長期的な経営の安定には必要となる。企業債の過度な借入は自己資本構成比率の低下を招き、将来負担の増大に繋がるため、水道ビジョンで定めた目標に沿って、借入残高が増加しない範囲での借入を行うべきである。

以上のことから考慮したうえで、総括原価方式にて算出した費用を賄うためには、令和 5 年 4 月に改定する場合で 18%程度 の改定が必要である。

(3) 水道料金の体系について

料金改定を行うにあたり、その配賦方法等では以下のことについて検討を行った。

①基本料金と従量料金のバランスについて

人口減少や節水機器の普及等による有収水量の減少に対応するには、使用水量に関わらず必要となる固定的経費を基本料金で適切に回収することが重要である。しかし、八幡市では両者の間に乖離が生じており、今回の料金改定においては、基本料金の割合を実態に即した水準まで引き上げる必要がある。

また、本来、固定的経費は、原価に応じて全額基本料金として賦課する事が合理的であるが、固定的経費の割合が変動的経費に比べて多くを占める八幡市の水道事業においては、基本料金が極端に高くなる可能性があるため、現実的には、日本水道協会の「水道料金算定要領」の総括原価方式において示されている個別原価計算基準に基づき、固定費を施設能力と最大給水量の差の割合分のみ基本料金に割り振る等の方法で料金算定を行うべきである。

②料金の遞増度について

負担の公平性や経営の安定性のためには水道料金の遞増度の緩和が必要である。しかし、総括原価方式の適用により基本料金の割合を引き上げた場合は、使用水量の少ない使用者の負担率が比較的大きくなることから、従量料金においては一般家庭が生活するうえで最低限必要な水量帯の料金単価を抑えることで、全体のバランスを取り、少しでも市民生活への負担を軽減することが望ましい。

なお、基本料金の引き上げを行うことにより、従量料金の値上げ幅は抑制され、結果的に水道料金全体における遞増度自体は緩和される。

一方で、従量料金の遞増性により、主にコスト面の問題から井戸水を使用する等で水道水の利用を避ける大口使用者の存在が課題となっている。八幡市では使用者数の大部分が一般家庭等の小口使用者であるが、大口使用者が水道を使わなくなることで全体の給水収益が不足し、一般家庭を始め他の使用者の負担増加に繋がる恐れがある。

そのため、水質面における水道水の安全性のアピールを行うと共に、価格面においても大口使用者が水道を使用したいと思うような方策を取り入れ、将来的な水道水の需要喚起に繋げることが必要である。

③口径別料金の導入について

現在の八幡市の水道料金体系は、口径によらず同一の基本料金が設定され、別途口径に応じてメーター使用料を設定されている。しかし、水道メータ一口径が大きいほど、一度に水を使える能力が高く、水道施設への負担も相応に大きいものになるため、水道メーターにかかる費用だけでなく、水道施設全体に係る固定的経費を口径に応じて負担するような料金体系とすることが適切であると考える。

ただし、大口径で使用水量が少ない使用者については、負担増加割合が非常に大きくなることも想定されるため、口径別料金の導入でメータ一口径の適正化を促しながらも、「水道料金算定期間」で示されるように補正を行い、激変緩和措置を講じることが望ましい。

④基本水量について

八幡市では1ヶ月あたり6立方メートルまでを基本水量とし、従量料金がかからない設定となっている。

基本水量は、水道が普及していなかった時代に公衆衛生の向上を図る観点から導入された経過があり、現状水道の普及率が100%に近い八幡市においてはその役目が終了していると考えられる部分がある反面、生活に最低限必要な水量の水道料金を抑えるという機能を果たしている側面もある。

八幡市においては、基本水量内で使用している使用者への負担軽減となっており、基本料金に基本水量が付加価値として含まれているという考え方もあること、基本水量があることにより収益の低下に直接繋がっているわけではないことを考慮すると、基本水量を現行の水量のまま残した方が利点が大きいと考える。

(4) 料金改定の時期について

令和4年度に京都府営水道料金の経過措置が終了となり、これ以降は毎年の赤字の発生や、資金の減少幅が大きくなることが見込まれる。シミュレーションでは令和6年度に実質的に資金が枯渇することとなり、改定時期が遅れれば、資金の減少幅や累積赤字幅もより大きくなり、これを補てんするために必要な料金改定率も大きく上がってしまうことが考えられる。そのため、料金改定の時期については現行料金の料金算定期間が終了する令和5年度に行なうことが望ましい。また、料金算定期間については「水道料金算定期間」に基づき5年程度が適当である。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響については今後も注視したうえで最終的な料金改定時期を決定されたい。

(5) その他の収入について

料金改定を行うにあたり、以下の収入についても見直し等の検討を行った。

①水道施設費

八幡市で新規給水の引き込みを行う者から徴収している水道施設費（加入金・施設整備費）については、水道事業における重要な財源の一部となっているため、引き続き相当額を徴収していく必要があると考える。しかし、八幡市では拡張事業の期間が終了していることもあり、新旧需要者の負担の公平性の確保のため現行施設の更新費の一部に充てるという目的のもとに、算定基準を明確化し必要に応じて金額や収入科目を見直すことが望ましい。

②開栓事務手数料

開栓に係る事務経費として、1件当たり1,000円の開栓事務手数料を徴収されているが、近隣においては開栓に係るコストについては水道料金に含めて算定されているところが多い。金額が比較的少額であることも考慮し、八幡市においても水道開閉栓手続きの電話受付が行われるようになったことに合わせ、水道料金と別に徴収するためのコストの削減や、使用者の利便性向上のためにこれを廃止した方が合理的である。

3. 附帯意見

- ・水道の安定供給の継続へ向けた財源確保を行うために、水道ビジョンや経営戦略の改定時等に、定期的に料金見直しについて検討を行うこと。
- ・料金改定により生ずる負担増については、市民の理解を得るために、十分な説明や周知を行うこと。
- ・引き続き、水道ビジョンにも示されている経営改善策により、収入の確保や支出の削減に努めること。

八幡市上下水道事業経営懇談会委員名簿

任期 令和2年10月30日から2年間

	氏 名	備考
会長	笠 原 伸 介	学識経験者:大阪工業大学 教授
副会長	内 藤 茂 隆	元八幡市会計管理者
	石 田 成 則	学識経験者:関西大学 教授
	金 子 啓 子	女性団体連絡協議会 副会長
	田 中 克 己	元八幡市上下水道部長
	谷 口 清 彦	会推薦:京都やわたライオンズクラブ
	中 川 貴 由	八幡市工業会 会長
	松 下 圭 成	欽明台西自治会 会長(八幡市自治連合会 推薦)
	遊 佐 勝 彦	八幡市民生児童委員協議会 民生委員・児童委員

(敬称略・五十音順)